

和歌山大学観光学部教員選考規則

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 732号

最終改正 平成27年 2月27日

- 第1条 観光学部教員の昇任については、人事に関する教授会（以下「人事教授会」という。）がこれにあたる。
- 第2条 教員の選考を必要とする場合は、学部長は人事教授会を招集する。
- 第3条 人事教授会は、観光学部専任の教授をもって構成する。
- 第4条 学部長は、人事教授会の議長となる。
- 第5条 人事教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 第6条 人事教授会は、観光学部教員中より選考委員若干名（うち1名を長とし、教授とする。）を選び、判定原案の作成を委嘱する。
- 第7条 選考委員は選考資料を蒐集し、和歌山大学教員選考基準に基づいて判定原案を作成し、これを人事教授会に報告する。
- 第8条 人事教授会は、選考委員の作成した判定原案についてその可否を決定する。
- 2 前項の決定は無記名投票によることとし、この場合の議決は出席者の3分の2以上、構成員の過半数以上の同意を必要とする。
- 第9条 学部長は、人事教授会の決定した候補者を国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会に推薦する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第938号）

この改正規則は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月30日から適用する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1598号）

この改正規則は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。